

行田市市民公益活動推進基本計画
(第 2 期)

令和 4 年 月

行 田 市

目次

第1章

計画策定の趣旨と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

第2章

行田市における市民公益活動の現状と課題・・・・・・・・	3
-----------------------------	---

第3章

前期計画に基づく取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	5
-------------------------------	---

第4章

今期計画での施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
----------------------------------	----

施策（1）参加のきっかけづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	13
---------------------------------	----

施策（2）活動活性化への仕組みづくり・・・・・・・・・・	14
------------------------------	----

施策（3）交流の機会、ネットワークづくり・・・・・・・・	14
------------------------------	----

施策（4）協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
---------------------------------	----

施策（5）支援するための仕組みづくり・・・・・・・・・・	15
------------------------------	----

第5章

市民公益活動推進基本計画の推進体制・・・・・・・・・・	16
-----------------------------	----

【参考資料】

行田市市民公益活動推進基本計画策定委員 名簿

（行田市市民公益活動推進委員会）

第1章

計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

本市では、市民の皆様が多様化する社会的課題に対して積極的に取り組み、「生きがい」や「やりがい」をもって、日々活躍できるよう、市民公益活動の促進を図るとともに、協働によるまちづくりを推進するため、平成19年3月に「行田市市民公益活動促進のための基本方針」、平成21年2月に「」、また、平成27年3月に「市民公益活動推進基本計画」を策定し、各施策を展開してまいりました。

取組みにより、市内のNPO法人においては、「特定非営利活動促進法」が施行された当初の平成12年には2団体であったものが、令和3年末現在では34法人と増加し、市に登録している市民公益活動団体も44団体となっております。

現在、平成27年10月に策定した行田市市民活動サポートセンターを拠点として、相談業務や情報の収集・発信、団体間の交流の場の創出や様々な主体のマッチングなどの団体支援の取組みを重点的に実施しておりますが、着実に市民公益活動への参加や協働のまちづくりを志向する動きは強くなっています。

今後も、この動きを踏まえ、市民公益活動や協働の一層の推進をはかるために、第2期行田市市民公益活動推進基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第6次行田市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）における基本計画の計画の推進 政策1「協働と地域づくりの推進」を実現するために策定するものです。

3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 対象

本計画は、市民及び市民公益活動を行い、または行おうとする全てのものを対象とします。

本計画における各用語の定義は、次に定めるとおりとします。

【市民公益活動】

次の条件を満たす活動を市民公益活動とします。

- ア 市民による自主的な活動であること。
- イ 非営利であること。
- ウ 本市を基盤とした活動であること。
- エ 市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること。
- オ 宗教や政治を目的とする活動ではないこと。
- カ 社会秩序を乱したり、市民生活に脅威を与える活動ではないこと。

（「行田市市民公益活動促進のための基本方針（平成 19 年 3 月策定）」より）

【市民公益活動団体】

次の条件を満たす団体を市民公益活動団体とします。

- ア 市民公益活動を行う団体であること。
- イ 事務所が市内にあること、又は活動が市内で行われていること。
- ウ 活動が継続的に行われている独立した組織であること。
- エ 規約等で組織や運営の方法が決まっていること。
- オ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

（「行田市市民公益活動促進のための基本方針（平成 19 年 3 月策定）」より）

【協働】

市民、市民公益活動団体、行政など自主的かつ主体的に活動するあらゆる主体が、共通の目的を明確にして、お互いの特性や立場を理解し自立性を尊重しながら対等の立場で協力し合い、目的の達成を目指すこと。

【NPO】

特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体その他の社会貢献活動を行う非営利団体。

【NPO法人】

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に定める特定非営利活動法人。

第2章 行田市における市民公益活動の現状と課題

市民公益活動の現状と課題

本市は、県内でも高い自治会加入率に基づく地域コミュニティを基盤に、防犯パトロールや防災の取組み、公園清掃、高齢者の見守り活動など、地域活動が積極的かつ活発に行われ、地域の活性化を図るとともに住みよいまちとして発展してきました。

しかし、近年では社会情勢の変化に伴い人々の価値観や生活様式の多様化が進み、各種の新たな課題が生じ、これまでの地域活動に加えてボランティア団体やNPO等による「新たな公共の担い手」としての市民公益活動の取組みがますます重要となっております。

そうした中、本市では、平成27年10月に市民公益活動の推進のため行田市市民活動サポートセンターを開設し、市民公益活動への市民参加の促進や活動団体間の交流などを目的に、市民活動サポートセンター通信の発行やメールマガジンの配信、活動団体の活性化に向けた講座の開催・共催に取り組んできました。

サポートセンターの年間延べ利用者数は、オープン当初の470人から令和3年度の3,171人へと大幅に増加しています。また、市民公益活動団体登録制度の登録団体数は、令和3年度末44団体で、始めた平成21年当初から年々増えております。活動分野別では「子どもの健全育成関連」が9団体、「保健・医療・福祉関連」が11団体、「環境保全関連」が5団体、「まちづくり関連」が6団体、「学術・文化・芸術・スポーツ関連」が4団体、「その他」が9団体となっています。

一方で、市民意識調査（令和元年度実施）の地域活動への参加意向では、「積極的に参加する」が全体の6.5%、また、ボランティア活動への参加状況では、「積極的に参加している」、「ときおり参加している」が全体の20%となっており、参加に対する積極的な意識は割合的には少ない状況にあります。これは、平成26年時に実施した同調査時の割合と大きな変化がなく、地域活動やボランティア活動、市民公益活動といった様々な市民活動の意義を周知していくことや参加のきっかけづくりをさらに強化していく必要があると考えられます。また、実際に活動している方からは、活動団体間のつながりや連携体制の整備、各活動に合わせた支援体制の構築、活動の場や活動を知ってもらう機会の不足などの意見があり、市民公益活動を行う上での環境がまだまだ十分であるとは言えない状況であるとともに、活動の担い手の高齢化による活動の活性化も大きな課題となっております。

今後、本市における市民公益活動の活性化及び協働によるまちづくりを一層推進していくためには、更なる市民意識の向上や活動環境の支援を重点的に実施していくとともに、支援を必要とするところへ効果的に施策を展開していくことが重要と考えます。

第3章 前期計画に基づく取組の評価

この章では前期の計画に基づく取組みについて、基本目標、事業ごとにまとめたものを記載しております。

※基本目標（１）参加のきっかけづくり

事業①市民の認知度アップ、分かりやすい情報の提供

実施目標	実施方法	成果目標
団体の活動報告会の実施	◆団体間のネットワークを作ります。	定期的な活動報告会の開催
	◆活動報告会を団体が主体で開催できるよう検討します。	
特集記事等による周知	◆記事掲載について団体に協力依頼します。 ◆団体が自ら記事掲載を希望するよう働きかけます。	市報への定期的な特集記事の掲載



【できたこと】

- ・平成29年1月から令和2年4月まで、市報ぎょうだに活動団体の記事を掲載することができた。
- ・令和元年度と令和2年度の記事は、市民活動サポートセンターが取材した内容を掲載した。

【できなかったこと】

- ・定期的に活動報告会を開くことが出来なかった。
- ・平成29年から令和元年の間、開催できた際も団体の主催ではなかった。

事業②団体情報の提供、紹介

実施目標	実施方法	成果目標
PRチラシでの提供	◆多くの市民に見てもらえるようなチラシを団体主体で作成します。	団体PRチラシの作成
	◆学校等に働きかけ、積極的にPRします。	PRチラシの学校等への配布
各種メディアの活用	◆団体の活動を各種メディアに積極的にPRします。	行田ケーブルテレビへの協力依頼



【できたこと】

- ・みずしろフェスタのチラシを、小中学校を通じて全部の児童・生徒に配布することができた。
- ・活動団体から得た情報を、定期的に行田ケーブルテレビへ提供することができた。

【できなかったこと】

- ・活動団体主体でのPRチラシの作成には至らなかった。

事業③情報の集約と発信

実施目標	実施方法	成果目標
市民公益活動専用ホームページによる情報の発信	◆市民目線、団体目線でのホームページを作成します。	ホームページの作成
	◆効果的、効率的な管理運営方法を検討します。	ホームページ管理の民間委託
様々な情報の共有化	◆ボランティア情報、サークル情報など、活動している人や団体情報の収集に努めます。	公民館、社協等との情報共有
	◆収集した情報が活用、共用できるようなシステムの導入を検討します。	情報共有化システムの導入



【できたこと】

- ・平成30年4月から、ボランティアセンターと定期的な情報共有を行うことができた。

【できなかったこと】

- ・独自にホームページやSNSアカウントを作成するまでには至らなかった。

事業④活動の発信と機会の提供

実施目標	実施方法	成果目標
みずしろフェスタの活用	◆より多くの団体が自主的に参加できるよう、実施方法等を検討します。	市民や市民公益活動団体等、行政以外の主体による開催



【できたこと】

- ・市内12団体による実行委員会が主体となり、毎月1回（第4火曜夜間）に会議を開催することができた。

事業⑤市民活動を学ぶ機会の提供

実施目標	実施方法	成果目標
セミナー等、学ぶ場の開催	◆より多くの人が聞きたい、学びたいと思えるようなセミナー等を検討します。	セミナーの実施



【できたこと】

- ・平成30年7月及び令和元年7月に、団体が必要と感じているテーマで開催することができた。【参加者平成30年(25名)、令和元年(22名)】

※基本目標（２）活動活性化への仕組みづくり

事業①市民活動やる気応援助成金の活用

実施目標	実施方法	成果目標
制度のPR	◆助成金が活用されるよう、広くPRします。	制度、審査方法、審査結果を様々な媒体を活用してPR
活用しやすい環境づくり	◆より効果的に活用されるよう、活用方法等について相談にのります。	提案に伴う相談窓口の設置



【できたこと】

- ・毎年、市報と市のホームページに情報を掲載し、市民公益活動団体宛てに通知文を発送することができた。
- ・平成２７年１０月に、市民活動サポートセンターを開設することができた。

事業②公共施設の活用方法の提案

実施目標	実施方法	成果目標
コミュニティセンターみずしろの活用	◆活動している団体の拠点としてみずしろを活用します。	市民活動サポートセンター（ハード）設置
		中間支援団体による運営
施設情報の集約	◆市内の公共施設の利用状況等が一カ所で把握できる方法を検討します。	施設情報の一元化
		システムによる情報の一元管理



【できたこと】

- ・平成２７年１０月に、市民活動サポートセンターを開設することができた。

【できなかったこと】

- ・中間支援団体による運営には至らなかった。
- ・施設情報の一元化には至らなかった。
- ・システムによる情報の一元化には至らなかった。

事業③活動の継続

実施目標	実施方法	成果目標
交流機会の創出	◆団体同士が情報交換できる場をつくれます。	団体間ネットワーク会議の設置
活動成果発表の場の創出	◆団体の活動を知ってもらう場を作ります。	活動発表会の開催
支援体制の強化	◆団体活動について、相談できる場を作ります。	中間支援団体による相談窓口の設置
新たな活動資金の調達方法	◆団体が自力で活動していくための手法について、学ぶ機会を作ります。	コミュニティビジネス等の勉強会の開催



【できたこと】

- ・県や民間が主催したセミナーと助成金の情報を提供することができた。

【できなかったこと】

- ・活動団体間のネットワーク会議を設置するには至らなかった。
- ・活動発表会の定期的な開催には至らなかった。
- ・中間支援団体による相談窓口の設置には至らなかった。

事業④団体の育成

実施目標	実施方法	成果目標
学ぶ機会の提供	◆団体に対し専門的な研修会の実施を検討します。	中間支援団体主体での研修会の開催
ニーズの把握	◆団体のニーズの把握に努めます。	市民公益活動団体へのアンケート調査
	◆団体が必要な支援を調査・検討します。	支援策の検討



【できなかったこと】

- ・中間支援団体による研修会の開催には至らなかった。
- ・活動団体へのアンケート調査の定期的な実施には至らなかった。

※基本目標（３）交流の機会、ネットワークづくり

事業①団体間の交流

実施目標	実施方法	成果目標
交流機会の創出	◆団体同士が交流できる機会を作ります。	団体間ネットワーク会議の設置
活動成果発表の場の創出	◆団体の活動を知ってもらう場を作ります。	活動発表会の開催



【できなかったこと】

- ・団体間のネットワーク会議の設置には至らなかった。
- ・活動団体の活動発表会について、継続的な開催には至らなかった。

事業②市民と団体の交流

実施目標	実施方法	成果目標
市民との交流機会の創出	◆市民が団体活動を知る機会を作ります。	市民対象のイベント、セミナー等の開催
市民が活動に参加しやすい環境づくり	◆市民が自然に活動に参加できる方法を調査研究します。	市民を活動に巻き込むための手法の検討



【できたこと】

- ・活動団体の発表会の開催やみずしろフェスタを開催することができた。
- ・みずしろフェスタの開催などで、多くの市民と活動団体が触れ合う機会をつくることができた。

事業③様々な地域主体間での交流

実施目標	実施方法	成果目標
市民、団体、行政など様々な主体との交流機会の創出	◆市民、団体、行政、企業など、誰もが参加しやすい、参加したくなる機会を作ります。	市民、団体、行政など様々な主体が参加し、交流を図るイベント等の実施
互いを知るための機会の創出	◆自らの活動を知ってもらおうと動くためのきっかけを作ります。	自らを知ってもらうための情報発信方法の提案



【できたこと】

- ・みずしろフェスタの開催などで、活動団体が他の団体と触れ合う機会をつくることができた、様々なマッチングを提案することができた。

※基本目標（４）協働の推進

事業①協働事業の提案、推進

実施目標	実施方法	成果目標
交流機会の創出	◆団体同士が交流できる場を作ります。	団体間ネットワーク会議の設置
団体情報の提供	◆団体情報の収集に努めます。	団体一覧の作成
協働を知ってもらうためのきっかけづくり	◆協働を多くの人に知ってもらうよう務めます。	協働事例集の作成



【できたこと】

- ・協働の視点で情報収集し、一覧表を作成することができた。

【できなかったこと】

- ・活動団体間のネットワーク会議を設置するには至らなかった。
- ・協働事例集の作成には至らなかった。

事業②協働事業への理解の促進

実施目標	実施方法	成果目標
団体を知ってもらうきっかけづくり	◆継続的に団体情報を発信します。	NPOだよりの作成、発行
	◆協働で実施した事業を広く市民等に知ってもらう場を作ります。	協働事業発表会の開催



【できたこと】

- ・市民活動サポートセンターの情報誌に、団体情報を定期的に掲載することができた。

【できなかったこと】

- ・協働事業発表会の開催には至らなかった。

事業③役割の明確化

実施目標	実施方法	成果目標
それぞれ 違う立場 について の理解の 促進	◆市民に対し、意識啓発を図ります。	市民対象のイベント・セミナー等の開催 ★
	◆行政職員に対し、意識啓発を図ります。	行政職員向け研修会の実施
違う立場 同士を繋 ぐコーデ ィネータ ーの育成	◆団体同士を積極的に繋いでいきます。	中間支援団体によるコーディネート



【できたこと】

- ・活動団体の発表会の開催やみずしろフェスタを開催することができた。

【できなかったこと】

- ・行政職員向け研修会の実施には至らなかった。
- ・中間支援団体によるコーディネートが実現するまでには至らなかった。

※基本目標（５）支援するための仕組みづくり

事業①市民公益活動推進委員会の強化

実施目標	実施方法	成果目標
委員会の P R	◆委員会を広く知ってもらえるよう周知に務めます。	ホームページ、フェイスブックの作成
団体活動を広く知ってもらおう仕組みづくり	◆団体の活動意欲がわくような評価方法を検討します。	団体活動の評価する仕組みづくりの構築



【できたこと】

- ・平成３１年２月に、助成金活用団体による助成金成果発表会と交流会を行うことができた。

【できなかったこと】

- ・独自にホームページやＳＮＳアカウントを作成するまでには至らなかった。

事業②相談窓口の強化

実施目標	実施方法	成果目標
様々な人材情報の一元化	◆様々なスキルを持った人たちの情報を収集します。	人材情報のデータベース化
専門的なスキルを持つ人材を配置した相談窓口の設置	◆団体が相談しやすい環境を作ります。	中間支援団体による窓口相談



【できなかったこと】

- ・人材情報のデータベース化には至らなかった。
- ・中間支援団体による相談窓口の設置には至らなかった。

事業③支援機能の拡充

実施目標	実施方法	成果目標
支援する拠点の整備	◆団体活動を支援する拠点を設置します。	市民活動サポートセンター（ハード）設置
支援窓口（ソフト）の設置	◆団体活動を支援する方法を調査・検討します。	中間支援団体による活動団体支援



【できたこと】

- ・平成27年10月に、市民活動サポートセンターを開設することができた。

【できなかったこと】

- ・中間支援団体による支援を実現するには至らなかった。

第4章 今期計画での施策

今期の市民公益活動を推進していくために、次のとおり施策を展開します。

施策（１） 参加のきっかけづくり

市民が、市民活動に参加するためのきっかけをつくるため、市民活動に対する理解や関心についての向上を図ってまいります。

「団体情報の収集・整理・発信」を行うための5つの実施目標を掲げます。

実施目標	実施方法	成果目標	達成年度
①市民活動サポートセンターに情報が集まり、整理できる仕組みの構築	◆市民公益活動登録団体への支援内容の充実を図るとともに、登録する意味を広く周知し、窓口となる市民活動サポートセンターの利用者を増やします。	市民公益活動登録団体の市民活動サポートセンター毎月の延利用件数 50 件	5 年度
	◆必要な情報を分かりやすく提供します。	登録団体の紹介、活動の紹介など、さまざまな媒体を利用した情報提供	6 年度
②市民活動団体の情報発信のサポート	◆情報発信の課題や悩みなどの聞き取りを行い、課題ごとに対策できる体制を整備します。	情報発信相談体制、協力体制の確立	6 年度
③SNS を活用した情報発信	◆NPO が、活動にあった SNS を活用できるよう、支援体制を構築します。	SNS 相談・活用窓口の設置	9 年度
④市民活動団体を対象とした広報セミナーの開催	◆SNS、紙媒体、動画等、目的ごとに活用できるツールに関するセミナーを開催します。	目的ごとのセミナーを開催	9 年度
⑤市民活動を体験する機会の提供	◆市民活動への参加、ボランティアスタッフの体験など、様々な関わり方の機会を提供します。	NPO が体験参加希望者やボランティアスタッフを受け入れることができるように支援体制を確立	5 年度
		体験参加者やボランティアスタッフなどの体験談を市民や NPO に発信	7 年度

施策（２） 活動活性化への仕組みづくり

「市民活動団体の自立化促進」を行うための３つの実施目標を掲げます。

実施目標	実施方法	成果目標	達成年度
①自主財源のみで成功した事例の情報提供	◆補助金、助成金等を活用せずに実施した事業をNPOに積極的に発信します。	自主財源のみで実施した事業の事例発表会の実施	9年度
②やる気応援助成金制度の活用	◆より効果的に活用されるよう、活用方法等について相談体制の強化を図ります。	毎年3団体が助成金を活用	9年度
	◆助成金活用団体の活用事例を知る機会を様々な方法で提供します。	成果発表会を実施するとともに、年度ごとの成果をまとめ、NPOへ提供	5年度
③各種助成金情報の収集・提供	◆国、県、民間などを含め、様々な助成金情報の収集・提供に努めます。	助成金一覧表の作成	7年度

施策（３） 交流の機会、ネットワークづくり

「多様な主体間の交流機会の創出」を行うための２つの実施目標を掲げます。

実施目標	実施方法	成果目標	達成年度
①様々な機会を活用し、団体間をマッチング	◆NPO情報及びニーズの収集に努め、積極的にマッチングを提案します。	マッチング案件を年間12件	8年度
②ボランティアセンターとの連携	◆ボランティアセンターとの情報交換会を実施し、常に新鮮な情報の共有を目指します。	ボランティアセンターと月1回の情報交換会の実施	6年度
	◆ボランティアセンターの情報をNPOに発信します。	ボランティアセンター登録者とNPOとの連携及びNPO活動への参加	9年度

」

施策（４） 協働の推進

「協働意識の醸成」を行うための２つの実施目標を掲げます。

実施目標	実施方法	成果目標	達成年度
①協働事業の実施	◆市職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図り、市民活動サポートセンターや地域活動推進課がコーディネート機能を果たしながら、相互の調整や情報提供などを進めます。	NP0 と N P O、NP0 と市などの協働事業を毎年 6 件以上実施	9 年度
②協働事業提案制度の導入	◆他市の事例を基に、行田市に合った協働事業提案制度の創設を研究、検討します。	行田市版協働事業提案制度の創設	9 年度

施策（５） 支援するための仕組みづくり

「市民活動サポートセンターの機能充実」を行うための４つの実施目標を掲げます。

実施目標	実施方法	成果目標	達成年度
①市民活動の専門家を配置	◆他市への視察、さまざまな分野の市民活動への参加により人材情報の収集に努めます。	市民活動を支援するために必要や知見やノウハウのある専門分野の人材やNP Oと連携した相談件数を年 12 件	9 年度
②職員のスキルアップ	◆相談体制を充実させる上で必要なコーディネーターとしての人材を育成します。	専門知識の取得のための研修参加及びNP Oとサポートセンターの協働事業の開催を年 3 回実施	7 年度
③ニーズの把握	◆NP0 のニーズの把握ができる場をつくります。	NP Oとの意見交換会を年 6 回開催	8 年度
④団体が利用しやすいセンターとしての整備	◆必要とされるセンターづくりに努めます。	市民公益活動登録団体の市民活動サポートセンター毎月の延利用件数 50 件	5 年度

第5章 市民公益活動推進基本計画の推進体制

1 市民公益活動推進体制

市民公益活動を推進していくための中心的な役割として、次の体制を構築します。

①市民公益活動推進委員会

公募市民・市民公益活動団体関係者・学識経験者・関係行政機関職員等から構成されるメンバーにより、市民公益活動の推進についての協議・調査・審議をする他、協働事業の推進について審議します。

②市民活動サポートセンターの機能の充実

市民公益活動を行っている団体や個人、又は行おうと考えている人などの活動拠点及び様々な市民公益活動に関する窓口としての「市民活動サポートセンター」の機能をさらに強化し、市民公益活動を推進します。

市民が主体となり、市民公益活動団体や行政など、様々な主体と協働でのまちづくりを進めるための協働事業を推進します。

③全ての行田市民

市民が住みやすいまちづくりのため、市民自らが行動します。

2 市民公益活動を推進する人材の発掘・育成

①市民活動サポートセンターが人材の発掘・育成をします。

②行政職員の意識改革と職員研修を実施します。

③市民自らが積極的に活動に参加する意識を持ちます。

④ボランティア団体等との連携を図ります。

令和4年 月策定

行田市市民公益活動推進委員会

行田市市民生活部地域活動推進課

〒361-8601 行田市本丸2番5号

電話：048-556-1111（代）

FAX：048-556-3083

E-mail：chiikikatsudou@city.gyoda.lg.jp